

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年5月21日	
(あて先) 前橋市長	
提出者 群馬県前橋市新堀町399-8	
住 所 株式会社 新進 利根川工場	
氏 名 工場長 高橋 淳	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 027-265-5051	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 新進 利根川工場
事業場の所在地	前橋市 新堀町399-8
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	食料品製造業
② 事業の規模	5,239百万円 (2024年度売上高)
③ 従業員数	278人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥は自社で脱水後、脱水ケーキとして処理業者に委託し、肥料化される。 ・植残は自社で圧搾後、処理業者に委託し堆肥化される。 ・廃プラスチック類は、処理業者に委託する。 ・金属類は中間処理業者に委託し、再生後売却される。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 総括責任者 担当役員(取締役) → 管理責任者 (利根川工場長) → 担当責任者 (工場管理グループ責任者) → 工場管理グループ ⎵ 廃棄物管理担当者 ・ ・ ・			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	排出量	6893.23	210.11 t
	(これまでに実施した取組) ・工場内の使用水を削減し、廃水処理の負荷を低減することにより汚泥の発生を防ぐ。 ・余剰汚泥の発生を抑制する装置の導入。 ・生産工程からのコボレ等を低減し、植残量の低減を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	排出量	6824.3 t	208.01 t
	(今後実施する予定の取組) ・生産工程内からの使用水を削減し、排水負荷の低減を図ることにより発生汚泥量の減少につなげる。(1%の削減目標) ・植残は、引き続き生産工程からのコボレ等を低減し、また適切な生産管理計画を立て賞味期限切れ製品や工程内不良品等の廃棄を削減する。(1%の削減目標)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし		

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃蛍光灯
	排出量	108.65 t	0.22 t
	(これまでに実施した取組) ・硬質系のプラスチックを分別し有価引取りに移行。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃蛍光灯
	排出量	107.56 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・毎年計画したエリアをLED照明に変更。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類については、有価用（硬質系）と破砕処理用に分別し排出する。 ・蛍光灯はLEDに更新中		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一部の硬質系プラスチック類はまだ産廃となっている為、分別の管理を徹底することにより、有価への移行を増やす。 (1%の削減目標)		

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油
	排出量	23.73 t	0.123 t
	（これまでに実施した取組） ・ 輸入原料の梱包用木箱を一部通い容器（プラスチック）に替え 焼却用木屑を減らし、またパレット（木材）のリユースを行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油
	排出量	23.49 t	0.122 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 輸入原料の梱包用木箱減らし、通い容器（プラスチック）の割合を増やすことにより木箱使用量の削減を行う。 （1%の削減目標）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） なし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5999.04 t	56.49t
	(これまでに実施した取組) ・植残の圧搾機を設置し圧搾効率を高め水分を絞り重量の低減を図る。 ・脱水機を更新し脱水効率を高め汚泥の重量の低減を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5939.05 t	55.93t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き脱水機運転の、管理の徹底（薬剤変更の検討による脱水効率の向上により1%の削減を目標）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2 0 2 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	全 処 理 委 託 量	894. 19 t	153. 62 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	894. 19 t	84. 73 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	68. 89 t
	(これまでに実施した取組) 収集運搬、処分許可書、及び処分先の現地を見学し適切に処分されているか確認をした後に委託をする。 委託決定に際して再生利用、又は熱回収されているか考慮する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全 処 理 委 託 量	108.65 t	23.73 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	—	—
	再生利用業者への処 理 委 託 量	108.65 t	23.73 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—	—
	(これまでに実施した取組) 収集運搬、処分許可書、及び処分先の現地を見学し適切に処分されているか確認をした後に委託をする。 委託決定に際して再生利用、又は熱回収されているか考慮する。 木くずは焼却炉を廃炉にした為、発生した木箱はすべて処理委託		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃蛍光灯
	全 処 理 委 託 量	0.123 t	0.22 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	—	—
	再生利用業者への処 理 委 託 量	—	0.22 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0.123 t	—
	(これまでに実施した取組) 収集運搬、処分許可書、及び処分先の現地を見学し適切に処分されているか確認をした後に委託をする。 委託決定に際して再生利用されているか考慮する 蛍光灯は計画的にLEDに更新		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	植残
	全処理委託量	885.25 t	152.08 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	885.25 t	83.88 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	68.2 t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥脱水の際の凝集薬剤の再検討を行い脱水効率を上げる ・工場内の使用水を削減し、廃水処理の負荷を低減することにより汚泥の発生を防ぐ。 ・植残は、引き続き生産工程からのコボレ等の削減、また適切な生産管理計画を立て賞味期限切れ製品や工程内不良品等の廃棄を削減する。		
※事務処理欄			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	107.56 t	23.49 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	107.56 t	23.49 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・一部の硬質系プラスチック類はまだ産廃となっている為、分別の管理を徹底することにより、有価への移行を増やす。 ・輸入原料の梱包用木箱を通い容器（プラスチック）に切り替えて行く事を推進し焼却用木屑を減らし、またパレット（木材）のリユースを行う。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃蛍光灯類
	全 処 理 委 託 量	0.122 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.122 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 蛍光灯は計画的にLEDに更新		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。